

目健介第5476号  
平成31年2月25日

各包括支援センター所長 各位

目黒区健康福祉部介護保険課長  
佐藤 公彦  
(公印省略)

介護予防ケアマネジメントに係るアセスメントシートの活用及び  
介護予防・日常生活支援総合事業の利用対象者の「めやす」の設定について

日頃より目黒区の介護保険行政にご協力いただき感謝申し上げます。

当課では、昨年度来包括支援センター職員と共同で介護予防ケアマネジメントに係るアセスメントシートの開発と介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の利用者対象の「めやす」の策定に取り組んでまいりました。下記のとおり本年3月から別紙1「目黒区版介護予防ケアマネジメントアセスメントシート」及び別紙2「目黒区版アセスメントシート記入上の留意点」（以下「アセスメントシート等」という。）の活用を開始いたしますのでお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

なお、介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託する場合においても本アセスメントシートの活用にご配慮いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 活用の開始時期

##### (1) 包括支援センター

平成31年3月1日から

##### (2) 居宅介護支援事業所（委託分）

平成31年3月11日から

※3月6日・8日にて総合事業に関する事業所説明会実施後より開始。

#### 2 留意点

- ・別紙2の4で示す介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）の利用対象者のめやすの活用にあたっては、めやすに該当または非該当であることをもって機械的に当該のサービス事業に振り分けるのではなく、利用者の多様な状況に即して適切なサービス事業等の利用につなげること。
- ・めやすの活用は、新規利用者を対象とし、既にサービス事業を利用している介護認定更新者等に対しては、サービスの利用状況を勘案して対応すること。

### 3 今後のスケジュール

2月下旬	通知発出
2月末	包括支援センターへアセスメントシート等の送付
3月1日	包括支援センターにおいて活用開始
3月6・8日	総合事業に関する事業所説明会
3月11日	居宅介護支援事業所による活用開始
3月末	介護予防ケアマネジメントマニュアル改定

以 上

担当：介護保険課地域支援事業推進係

崎野・三松

5722-9351

-